

令和7年度 被扶養者定期検認にかかる注意点

①マイナンバー制度による情報連携を用いて、収入等を確認します。

正しい申告をお願い致します。なお、申告内容に相違があった場合、

①認定日に遡って

②収入の基準を超えた時まで遡って

③時効成立の2年前まで遡って

①～③のいずれか該当する期間で被扶養者資格を取消しし、その間に要した費用（医療費・療養費・特定健診費用・各種補助金等）の返還請求を行うことがあります。

②学生証(コピー)は有効期限確認

有効期限が裏面に記載されている場合は、表面・裏面の両面をコピーしてください。

③収入基準の再確認

収入の基準は下表のとおりです。

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
60歳未満の者	1,300,000 円未満	108,334 円未満	3,612 円未満
60歳以上の者(又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者)	1,800,000 円未満	150,000 円未満	5,000 円未満

年間収入が収入基準未満であっても、3ヶ月連続して月額収入を超過した場合は、4カ月目の1日をもって、扶養から外れます。

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および、認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。

④収入範囲の再確認

収入の範囲は裏面に記載しております。(必ず確認してください)

⑤「年収の壁」対策について

別紙をご確認ください。

⑥同居・別居の区別について

同居は住民票上同一世帯に属していることです。同一住所であっても世帯を別にしている被扶養者は原則被扶養者として認められません。

健康保険の被扶養者認定における収入の範囲に含まれるもの

1. 給与収入

アルバイト・パート等、**非課税の交通費等**も収入に含まれます。
総支給額です。控除後の支給額ではありません。

2. 自営業等

農業・林業・漁業・商業・その他インターネット等の収入も含まれます。

3. 不動産収入

地代、家賃収入等。

4. 公的年金

老齢・共済・基金・遺族・障害、非課税の年金も含まれます。

5. 雇用保険給付金

失業保険給付の基本手当、育児休業手当、訓練支援給付金。

6. 保険給付金

健康保険の出産手当金・傷病手当金。

7. 投資収入

株式配当金、先物取引（外貨取引）等

8. 利子収入

9. 個人年金

数年にわたり分割して受給する場合。

10. 被保険者以外からの収入

養育費等。

※収入範囲を再確認いただき、令和6年の収入が収入基準を超過していた方は、**令和7年1月1日を不該当日**とした「被扶養者異動届」の提出をお願いいたします。不該当日以降に要した費用(医療費・療養費・特定健診費用・各種補助金等)については、返還いただきます。



パート・アルバイト等で働く被扶養者の方へ

一時的な収入増は 被扶養者の資格確認の際に事業主の 証明書を提出してください

「年収の壁」対策として、パート・アルバイト等で働く被扶養者で
被扶養者の収入要件を超える一時的な収入増があった場合は、
事業主からの証明書を提出すれば継続して被扶養者になることができます。

健康保険の被扶養者には年収の要件が定められています。この要件が「年収の壁」になり、仕事があるのに被扶養者の資格を維持するために働くことができないと指摘されています。

そこでこのような状況を解消するために、事業主が一時的な収入増であることを証明することで、引き続き被扶養者として認定される仕組みになりました。パート・アルバイト等で収入が被扶養者の収入要件を上回る場合には、人手不足で労働時間を延長して一時的に収入が増えたという証明書を事業主に作成してもらい、被扶養者資格の確認の際に提出してください。事業主の証明書に使用する書式は厚生労働省のWEBサイトに掲載されています。

ただし、この仕組みはあくまで一時的な収入増に対応するためのものですので、利用できるのは原則として連続2年間までです。

被扶養者の収入要件

年収**130万円未満**
(60歳以上・障害年金受給者は
180万円未満)

＜ 事業主の証明書を提出する流れ ＞

労働時間延長で 収入増



人手不足による労働時間の延長などで収入が被扶養者の要件を上回った。

事業主が証明書を 作成



被扶養者のパート・アルバイト先の事業主に依頼して証明書を作成してもらう。

資格確認の際に 提出



健康保険組合の行う被扶養者資格の確認の際に、事業主の証明書を提出する。

Q

どのような収入増が対象ですか？

人手不足で働く日数が多くなった、残業時間が増えたなどのケースが該当します。基本給の増加や手当ての新設などで継続的に収入が被扶養者の要件を上回るケースは該当しません。また、フリーランスや自営業の人は対象外です。

A

Q

一時的な収入増と認められる金額の上限はありますか？

具体的な上限額は定められていません。収入増が著しく大きい場合などでは雇用契約書等も確認して総合的に判断します。

A

Q

複数の勤務先がある場合はどうしたらよいですか？

複数の勤務先がある場合は、収入増の主な要因となった勤務先の事業主から証明書を取得します。複数の勤務先がそれぞれ一時的な収入増に影響している場合は、それぞれの勤務先から事業主の証明書を取得してください。

A

一時的*な収入増を確認するため、当初の雇用条件のわかるものとして、**雇用契約書**、**労働条件通知書**など、**時間給や日給、勤務時間などを比較検証できるものを提出**してください。

※「一時的」とは概ね連続する3か月間と考えています。4か月を超えて扶養基準を上回った場合は恒常的とみなして、原則、被扶養者と認められない場合があります。